

1. いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
（いじめ防止対策推進法・平成25年定義）

2. 目指す学校像

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができる。

3. 目指す児童像

- (1) よりよい人間関係を構築できる子
- (2) 自己肯定感を持ち、学校生活や集団生活に親しみ適応できる子
- (3) 自他の生命を重んじ、他者理解に務め、思いやりのある行動ができる子
- (4) 学習に励み、自分で決めたことを粘り強く実行し実現できる子

4. 基本方針

- (1) 「いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供にも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての教職員が取り組んでいく。
- (2) 「いじめ対策委員会」を設置し指導体制の中核に立て、一致協力体制を確立する。
- (3) 保護者・地域との信頼関係を構築し、教育委員会や関係機関と連携した対策を推進する。
- (4) 定期的な「取組評価アンケート」を実施し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

5. いじめ対策委員会

委員	校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター 臨床心理士	
役割	(1) PDCAサイクルに関わる日程の決定 (2) 「取組評価アンケート」の実施（学期1回）	(3) 年間計画の作成。 (4) 校内研修の位置づけ（年1回以上）
内容	(1) 未然防止の推進など、学校基本方針に基づく、取組の実施と進捗状況の確認。 (2) 教職員の共通理解を意識啓発 (3) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取 (4) 個別面談や相談窓口の集約 (5) 発見されたいじめ事案への対応、重大事態への対応 (6) いじめ問題等に関する指導記録の保存	

6. いじめの防止

- (1) 4月下旬や9月上旬などいじめが起きやすい時期に道徳・学級活動・人権の日の時間にいじめについて考える時間を設定し、全学年で足並みを揃えた指導を行う。
- (2) 社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- (3) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。（公開授業の実施）
- (4) 学級・部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 教師の不適切な認識や言動で、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。